

第 10 章 罰

則

法 律

【第 91 条】第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【第 92 条】次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

三 第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の 2 第 1 項の規定に違反して、開発行為をした者

四 第 37 条又は第 42 条第 1 項の規定に違反して、建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者

五 第 41 条第 2 項の規定に違反して、建築物を建築した者

六 第 42 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者

七 第 43 条第 1 項の規定に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者

【第 93 条】次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

二 第 80 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第 82 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【第 94 条】法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第 91 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【第 96 条】第 35 条の 2 第 3 項又は第 38 条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の過料に処する。

法第 91 条から第 94 条及び第 96 条は罰則に関する規定です。

なお、第 94 条は、いわゆる両罰規定で、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務を処理し、又は財産を管理するにあたって、前 3 条の違反の行為をした場合には、現実にその行為をした者が罰則の適用を受けるほか、法人又は人に対しても罰金刑を科すこととしています。